対象事業の適用について

No	対象事業	適用
1	多言語翻訳機器の導入事業	×　補助対象外の費用 ・多言語翻訳機器の維持管理（リース料等）に係る費用。 ・多言語翻訳機能が付随的機能である機器（最新スマートフォン等）の購入に係る費用
2	施設内外に設置される看板又は案内板、メニュー等の多言語化事業	○　多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国人観光客に伝わるよう翻訳された表記であること。 ×　対象事業として認められない例 ・既存の看板又は案内板等の撤去費用等 ・店舗の名称のみを外国語表記する看板等の製作費用等 ・商品名称の単なるローマ字化等、内容説明に乏しい看板又は案内板等の製作費用等 ・土地の購入が伴う看板等の新設において、土地購入に係る一切の費用
3	無料公衆無線 LAN（Wi-Fi）環境整備事業	○　外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。 ○　Wi-Fi への接続端末を保有する外国人観光客に対して、無料で Wi-Fi サービスを提供すること。 ○　外国人観光客に対して、Wi-Fi サービスが無料で利用できることを、施設内において多言語表記などを行い、わかりやすく表示すること。
4	国際的に対応可能なクレジットカード決済システム又はスマートフォン決済サービスの導入事業	○　外国人観光客の受入体制の充実のために、新たに整備するものであること。 ○　国際的に対応可能なクレジットカード決済システム又はスマートフォン決済サービスの導入については、外国人観光客に対応することを目的とし、その使用について多言語表記などを行い、わかりやすく表示すること。
5	トイレ洋式化事業	○　外国人観光客の受入体制の充実のために、既存の和式トイレを洋式化するもの又は洋式トイレを新設・増設するものであること。 ×　対象事業として認められない例 ・無機能の便座を温水洗浄便座等の機能的な便座に取り換える場合（洋式便器の交換）に係る費用。 ・洗面器の新設・増設・取替に係る費用。

6	自社ウェブサイトの多言語化事業	○　多言語化事業においては、単なるローマ字化ではなく、日本語の内容を正しく外国人観光客に伝わるよう翻訳された表記であること。 ×　対象事業として認められない例 ・既存の多言語ウェブサイトの記載内容の一部変更や情報更新等を含む費用 ・多言語ウェブサイト構築の際の、既存の日本語ウェブサイト部分の更新等を含む費用
7	その他外国人観光客の受入環境の整備に資すると町長が認める事業	×　対象事業として認められない例 ・販売を目的として多言語表記をした商品等の製作費等 ・他用途への転用が容易である物品の購入費用等（外国語音声案内ＣＤを再生するための機材等や案内を容易に手書き修正できる黒板及びボード等）